

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について

1. 避難行動要支援者名簿とは？

災害が発生した場合などに、一人で避難をすることが難しいと思われる方（避難行動要支援者）の名簿をいいます。

2. 個別避難計画とは？

避難行動要支援者を対象として、「どこの避難先にどの経路で避難をするか」「避難をする際にどのような支援が必要か」「支援は誰が行うか」「避難先ではどのような支援が必要か」など具体的に定めた計画です。

3. 対象となる方は？

在宅で生活し、次の要件に該当する方が対象です。
※施設入所中の方や、長期入院中の場合は対象外となります。

① 要介護認定 3～5

② 身体障害者手帳 1・2級（総合等級）
※内部機能障害のみで該当する方は除く。

③ 療育手帳 A判定

④ 精神障害者保健福祉手帳 1級で単身世帯

⑤ ①から④に該当しない方で、災害時に支援が必要で登録を希望する方

登録及び作成方法

STEP 1 避難行動要支援者名簿への登録

様式1「避難行動要支援者名簿・個別避難計画登録確認書及び同意書」必要事項を記入し、市役所に提出してください。

なお、避難行動要支援者名簿への登録のみを希望する場合は、ここで完了となります。

STEP 2 個別避難計画を作成

様式2「個別避難計画登録情報確認書」を市役所へ提出してください。

なお、ここで「避難支援者」・「避難先」・「避難経路」の全てが記入されなかった場合は、市で地域による作成支援の調整をします。

STEP 3 完了

市役所から完成した個別避難計画を送付しますので、大切に保管してください。

避難支援とは？

ここでいう避難支援は、「避難行動要支援者を避難所まで連れて行く」ことだけでなく、「安否確認」、「避難情報の伝達」、「緊急連絡先への連絡」等も含まれます。できる範囲での避難支援で構いません。あなたも近隣の避難行動要支援者の避難支援者になりませんか？

個別避難計画作成の際に

■災害時のリスクについて

清須市では、平成12年9月に東海豪雨を経験し、災害に強い街づくりを目指しています。自然が相手である以上大規模水害が再び起ころうとは限りません。また、南海トラフ地震の発生も懸念されており、大規模地震の発生にも備える必要があります。

水害への備えとして「水害対応ガイドブック」を。地震への備えとして「地震防災ハザードマップ」を作成し、清須市のホームページで公表しています。災害時のリスクを確認し、身の回りの方を相談しながら個別避難計画を作成することで、適切な避難行動がとれるよう備えてください。



水害対応
ガイドブック



地震防災
ハザードマップ



■避難先について

避難先は、市の指定避難所である必要はありません。避難所での生活は、プライバシーの確保が困難で、心身への負担も大きいものとなります。災害時のリスクを確認して、安全であればご自宅にとどまることや知人宅へ避難することも検討してください。



お問い合わせ

〒452-8569
清須市須ヶ口1238番地
清須市役所
TEL 052-400-2911
FAX 052-400-2963

●避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関するこ

shakaifukushi@city.kiyosu.lg.jp

健康福祉部社会福祉課

●避難所やハザードマップに関するこ

kikikanri@city.kiyosu.lg.jp

危機管理部危機管理課

■指定避難所について※順番は地震防災ハザードマップに準じています。

被災して帰宅できない場合に避難生活を送る場所です。

1	春日中学校	12	桃栄小学校
2	春日小学校	13	ネギヤ保育園
3	清洲中学校	14	中之切保育園
4	清洲小学校	15	五条川防災センター
5	清洲東小学校	16	清洲市民センター
6	古城小学校	17	県立五条高校
7	星の宮小学校	18	にしひ創造センター
8	新川中学校	19	西枇杷島福祉センター
9	西枇杷島中学校	20	新川防災センター
10	西枇杷島小学校	21	県立新川高校
11	新川小学校		

■地域福祉避難所について

専門的な補助は必要でないものの、通常の避難所での生活を続けることができない方を対象として、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所です。

1

アルコ清洲